

令和6年度第5回さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和6年11月8日（金） 14時00分～14時25分

2 会 場 ときわ会館3階 第3会議室

3 出席者 （委 員） 水谷委員長、高重委員、宮本委員、酒井委員、
吉田委員、西淵委員
（所管課） 福祉総務課、高齢福祉課、障害政策課
（事務局） 福祉総務課

4 欠席者 山崎委員

5 諮問内容と答申結果

以下の施設の指定管理者の選考方法案について諮問を受け、「6 議事要旨」（1）
中の【結果】のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
老人福祉施設 グリーンヒルうらわ	1	ケアハウス	非公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日

6 議事要旨

（1）選考方法案について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

所管課：高齢福祉課

【説明】

・老人福祉施設グリーンヒルうらわ

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

・施設所在地 さいたま市緑区馬場1丁目7番地1

・規模 延床面積 10,236.63 m²

鉄筋コンクリート造

介護老人保健施設棟 地下1階 地上3階

ケアハウス棟 地下1階 地上6階

・主な施設 ※ケアハウス以外は廃止となるが、建物内の諸室は残るため、現在の事業
に即して記載

- ・介護老人保健施設棟
事業所、デイルーム、機能訓練室、診察室、特別・介助浴室、家族介護教室、特別会議室、相談室、シャワー室、療養室、サービスステーション、食堂・談話室、レクリエーション室
- ・ケアハウス棟
食堂、寮母室、警備員室、喫茶・軽食室、図書・娯楽室、美容室、居室、浴室、家族宿泊室
- ・デイサービスセンター部分
食堂、機能訓練室、静養室、浴室、相談室
- ・在宅介護支援センター部分
事務室、相談室、介護機器展示コーナー
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設及び設備の維持管理業務
 - ◇物品等の管理業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

④ 募集方法

非公募とする。

令和6年さいたま市議会6月定例会にて、グリーンヒルうらわの廃止について、条例議案を提出し、ケアハウス以外は令和6年度をもって、ケアハウスは令和11年度をもって廃止することが決定している。

ケアハウスが廃止となる令和11年度末に、現在ケアハウスに入所している方々に他の施設へ転所していただくことから、転所に向けた相談対応や、入所者の状態等に応じた転所先の提案など、丁寧な転所支援を行う必要がある。

転所支援を確実かつ円滑に実施し、施設廃止までに全ての入所者の転所を完了するためには、入所者との信頼関係が構築され、業務に精通している現在の指定管理者が望ましいことから、「さいたま市社会福祉事業団」に継続管理させるため、非公募とすることがふさわしいと判断している。

⑤ 管理経費等

指定管理料積算額は、5年間で1,252,967千円

⑥ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

- ・施設廃止に伴う転所支援についての提案
- ・苦情・トラブル防止
- ・施設の安全管理、衛生管理体制

【質疑等】

Q 具体的な転所支援の業務内容とは。また、市としてどのような支援を考えているのか。

A 転所支援に係る業務については、入所者や保証人との個別の面談、入所者が希望する転所先の選定、個別面談の実施、転所するにあたって必要な手続きなどの支援を想定している。市としても、転所先候補について情報収集し、入所者の皆様に情報提供している。また、不安な思いをされている方も多くいらっしゃるため、相談したいことがある場合はグリーンヒルの職員又は市の職員にご連絡いただきたいと伝えている。

Q 指定管理期間を5年に設定した理由は。

A 市の基準で「指定管理期間は3～5年」とされていることに加え、施設の廃止時期を5年後の令和12年3月31日としていることから、期間を合わせるために5年としている。

Q 指定管理料の積算の考え方や主な項目について伺いたい。

A 次期指定管理期間の指定管理料については、施設全体の維持管理及びケアハウスの運営を行う上での必要経費を計上している。収入項目については、ケアハウスとして得られる利用料金収入があるが、施設の廃止により入所者が通減していくことを踏まえて積算を行っている。支出項目については、人件費があるが、廃止となる施設の職員のうち、これまでケアハウスの業務を兼務していた職員については、施設廃止後もケアハウスの業務を行う必要があるため、人件費を見込んでいるところである。また、入所者への丁寧な転所支援を行う専任の相談員を配置するための人件費を新たに計上している。次期指定管理期間の指定管理料については、合計するとこれまでの指定管理料より増額となっている。

Q 今年度末で廃止されることが決まっている介護老人保健施設やデイサービスセンター等の利用者の転所の目途について伺う。

A 介護老人保健施設に入所されている方については、定員100名のうち、現在は12名にまで減っている。順調に他の施設に移っていただいている状況であり、令和6年12月末までには全員が別の施設に移られる見込みとなっている。通所系デイサービス等については、年度末までご利用になりたいと希望する方もいらっしゃるため、年度末まで利用できるようにしていきたいと考えている。

Q ケアハウスについて、次期指定管理期間の5年の間に新たな入所受付は行うのか。

A 基本的には新たな入所受付は行わない予定だが、緊急でやむを得ない事情があれば、公立の施設であるため受け入れる可能性がある。ただし、その場合においても、廃止時期の決まっている施設であること説明し、御理解いただいた場合のみに限ると考えている。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。

以上